

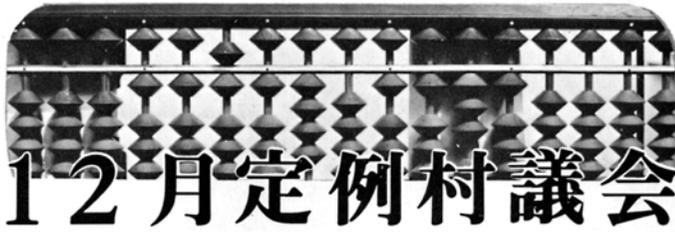
議会だより

発行・編集	東成瀬村議会
	議会事務局
印刷	鶴田印刷
	鶴田印刷



ソララも 今冬かぎりの役場

昭和二十九年、現在の役場ができ、今年までの二十四年間、村発展のためのスタッフの職場となって貢献した東成瀬村役場。今年は新しい役場ができ解体されることが間近い。時代に相応して消えようとしているが、なにか惜しいような気がする。



12月定例村議会

監査意見

昭和五十二年第五回村議会定例会は、十二月十九日招集され、会期を二十三日までの五日間と定め、五十二年各会計決算を認定可決した。村一般職の職員との給与に関する条例の一部改正、昭和五十二年度補正予算五件、意見書一件、決議一件、陳情三件を審議し原案可決した。特に、昭和五十一年度各会計決算については、決算審査特別委員会を設置し、収入役、教育長、各課長の出席を求め、組部により審査され本会議で委員長報告がなされて認定可決された。

一般会計

●歳入について
村税は引き続き百パーセント収納され、完納が定着したことは評価されるが、納期内納付率がまだ低く今後啓発を要する。

●歳出について
予算の消化は順当であるが、衛生費のうち成人病予防費の不用額が目立つ、住民の健康保持のためには予防が大事であることは言うまでもないが、検診のため委託料が五十五パーセントの消化に止まったことは憂うべき状態である。なお、事故繰越しについては今後再び繰返さないよう注意されたい。

国民健康保健特別会計

●事業勘定
税は九十九パーセント収納されているものの、未収額が前年の倍額となり、今後ますます増加が予想されるこの税の先行きが心配である。一般会計同様完全徴収を望む。

●施設勘定
予算規模において、前年と殆んど差がないが、診療報酬収入の増と繰越金の増により、他会計からの繰入れが前年の三分の一に減少している反面、翌年度への繰越金が前年の七十パーセントに止まっている。翌年度の資金越りが心配される。

簡易水道特別会計

特記事項なし

農薬用機械管理特別会計

●事業勘定
未収使用料の消化に努力するよう望んできたところであるが、旧年度分の収入が十パーセント弱と心細いので、強い措置をとるよう促すものである。

十文字学生寮特別会計

特記事項なし

総括意見

各会計とも予算額、調定額、収入額、支出額及び残額、繰越額は

現金出納簿、歳入歳出内訳簿ならびに証拠書類等と照合し、さらにその内容について説明を聞きつつ審査した結果、諸帳簿、証拠書類等は適確に処理され、錯誤ないものと認める。
(五十一年度各会計決算審査意見書から抜粋)

案認定可決された。その報告の一部は次のとおり。

(一)一般会計決算

○岩井川コミュニティセンターの部落分担金五百万円の未収金は官行造林部落還付金の関係で五十二年に入ってからで、五十二年七月十一日納入済となっている。

○総務費の旅費、需用費等の不用額が多い。旅費が半分以上不用とは総務費に対する予算査定に問題があるのでないかと質したところ、予算査定は各課平等にやっているのであるが、五十二年に当ってはよく検討することのこと。

○誘置工場奨励金四十七万九百十二円は、ニシザワ産業に対する五十年、五十一年固定資産税額の八割分である。

○畜産業費の牧道改良、牧場刈払牧柵補修等は農協との契約でやったものであるが、請負工事、委託工事の場合には複数の者を対象として見積書等を取付して事業施行しているかと質したところ、牧場関係は事業の特殊性等で複数の者を対象としてよいとのこと。

今後は正規の方法でやるべきと

昭和51年度 特別委員長報告から

東成瀬村各会計歳入歳出決算書

決算 審査

十二月十九日招集日の議事本会議において、五十一年度各会計決算審査特別委員会が設立され、委員長佐々木喜代松議員、副委員長柳邦夫議員、委員高橋貞男議員、同後藤作議員と決定になり、休会の二十一日に委員会が招集され、伊藤誠也議長出席のもとに真剣な審査がなされた。その結果を二十二日の本会議で委員長が報告し、原

指摘した。

○村条例では、畜産担当は産業建設課の農政係が担当することとなっているが、現在は家畜管理所長の名目で担当しており、前々から条例等を整備し身分を明らかにすべきと提言しているがと質したところ、家畜管理所長は、産業建設課所管のもので家畜管理所へは出向の形でやっているのが、上司と相談して検討したいとのこと。

○林道補修費の工事請負費八十万円の不用額について、既設林道への砂利敷、また、欠損箇所も多くあるとき、もっと有効に消化すべきと指摘した。

〔国保特別会計〕

○収入未済額は六十一万四千八百七十円となっており、件数(未済者)は少ないが、一件の金額が大きくなって納入されないとのこと
○不納欠損額九千八百七十円は、資産消滅等五年間納入されない欠損となること。これに対しては、不納者が毎年そのつもりにならないよう努力してとのこと

〔農業用機械管理特別会計〕

○不納欠損額は五十三万八千円となっている。これは四十二年度から四十八年度施行分のものであり、十二件。名目は個人のものとなっているが概そが農道、牧道、作業道等公共的要害が含まれており、個人で支払う筋合いのものでないと判断した。



〔村道下田線・大榎線の現道舗装方陳情〕

陳情者 下田部落長

佐々木七郎

この路線は、他町に通ずる道路



村道下田線と大榎線の交差点(水神社前)を視察する議員

であり、年々車の往来が激しくなり、道路の破損も甚しく、村当局の拡充計画もあるが、拡充となれば関係者の全面協力にはまだ年月を要するので現道舗装していただきたい陳情。

審議の結果、採択と決定し、宣言決議する。

〔世界連邦平和宣言決議方陳情〕

陳情者 田島 正止

審議の結果、採択と決定し、宣言決議する。

〔岩井沢林道開設方陳情〕

陳情者 受益者保安林代表

富田千代治

富田 助治

谷藤市郎左工門

佐藤富美和

谷藤 絃一

岩井川部落長

佐々木省三

昭和四十八年頃、八寺地内農道より延長し開設したが、一部用地の関係で中止となっており、道路整備による今後の開発も期されるところ大きく、現道路敷を中心に拡幅整備されるようにの陳情審議の結果、継続審議とし、建設常任委員会へ付託。

日程と審議状況

〈12月定例会〉

第一日(十九日)

本会議

○会期の決定

○諸般の報告

○村長施政

○議案上程・説明

○昭和五十一年度村一般会計及び国保、簡水、農業機械管理

十文字学生寮特別会計決算の認定について(決算審査特別委員会へ付託)

○村一般会職の給与に関する

○村一般会職の給与に関する

る条例の一部改正について、

○昭和五十一年度村一般会計及び国保、簡水、農業機械管理十文字学生寮特別会計補正予算

○米の生産調整に関する意見書の提出について

○老令者医療保障に関する抜本改革について決議

第二日(二十日) 本会議

○一般質問(質問者三名)

○陳情審議 二件

○老人医療保障に関する抜本改革について決議

第三日(二十一日) 休会

○決算特別委員会開催

第四日(二十二日)

○昭和五十一年度各会計決算審議、認定

○村一般会職の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案可決

○昭和五十一年度各会計補正予算を原案可決

第五日(二十三日) 本会議

○米生産調整に関する意見書を原案可決

○陳情一件追加提案、計三件を審議。二件採択、一件建設常任委員会付託。

一般質問

第五回村議会定例会の一般質問は、本会議二日目の十二月二十日行われ、後藤作、柳邦夫、伊藤誠也の三議員が質問に立ち、執行部の考えを質した。



水田再編対策会議

米の生産調整に 関すること

米がなぜ余るようになったと
考えるか

問—米がなぜ余るようになったのかの認識が正しくないと、当面の米過剰、減反が止むを得ないということになり、政府に対する保障問題も正しく対処できないと思う。私は第一として、昭和三十五年に日本とアメリカに結ばれた日米安全保障条約第二条の日米経済協力が根本になってると思う。これにより輸入が開始されたが不十分なので直ちにM.C協定というものを作りアメリカの余剰農産物が輸入され、小麦が最重点とされた。その結果、学校給食にみられる脱脂ミルクによる給食にまでなった。第二に、このような輸入を促進するため作られたと言われる農業基本法が昭和三十六年に作られ、その結果、県においても数年にして米以外の農産物が低下したことが明らかである。当時、本村における牛の対策がこれに値する。その当時から我々日本共産党は、自国における食糧の自給なくして真の独立なしとして自給態勢確立のため米以外の農産物に対して、米なみの価格保障せよと政府にせまってきた。第三に政府は、大平洋工業ベルト地帯にどんん労働力を投下した。その結果農家は、作りなれた米単作と化したことも米以外農産物生産低下に追い打ちをかけたことも事実です。

答—米はなぜ余るようになったのかに對し、一口で言えば生産が増え、消費が減ったからと言える。私なりに箇条書きしたが、農家は米作りが労力の割合に収入が多々、総合経営から米作指向型が多々、米は販売に心配なく耕作面積が増えた。ほ場整備、機械化により実働時間が短縮された。他の仕事と競合が少なくなり兼業農家が定着した。肥料、農薬、耕作技術向上により収量が急激に伸びた。米作有利から畑から田への転換、原野からの開田が増えたというふうなことから拾ってみた。消費的側面では、生活制度の上昇から、嗜好品の多様化、栄養的見地からその他のたん白質の摂取が多くなった。食品の国際化によりパン、スバゲッティ等が増えた。住宅構造、時間的制約によりインスタント食品がはんだした。重労働が減り一升飯が昔話になってしまった。児童生徒の給食のパン、牛乳化、間食が米以外のものが多くとられるようになった。と、このようなものを拾ってみた。

昔は、備蓄により調整されたが鮮度、質に限度がある。価格差が余りにも大きいため輸出が望まれない。もう一つは、二次加工への研究の遅れも大いにあると考える。結局、農政の見通しと対策の欠除と言えるかもしれないが、天候に左右され、特に農産物の自由化に左右されたのが現状の姿と思うが、ここいら辺で農業の原点を考へる機会と思う。



水田再編対策に協力すれば
食管は守られるか

問—米が余っているので食管が崩れる。減反、転作は止む得ずとマスコミを中心として専らこのムードを作り出している。この中で村長は、食管を守るため協力せざるを得ないという認識で発言なされるが、果してこれで食管は守れるのか、食管の根幹をなす米の流通、売買等は既に自主流通米によって崩れている。食管を守るため、現実は田んぼを荒らし、農民の心も荒らし、結果は農民意欲の低下をそそぐものではない。水田再編

問—食管法では、米を作るなどいうことは何もないのであり、生産調整が配分なされたからとて末端農業団体に割当するのは全く不当なやり方と思う。なぜなら、末端農業団体は個人に対して割当する権限を持たないからである。是非これを改める必要があると思うが。

問—末端農業団体とは、実行組合を指すものと思うが、配分方法については対策協議会で基本的な協議をしてないが、耕作者を基盤にし、一応耕作者に数字を示し、その数値を実行会等でいかに有利なものにするかになると思う。

農家個々の意見を実行会で調整し実行会の実情を踏まえ対策協議会で全体協議し目標達成の段取りになる。

厳しい状況だが





農家の余力は何に

【問】今後十年計画で減反政策をやることを踏まえ、村の農家収入減に対し、村の首長としてこれに変わる何を考へてゐるのか。また、盤整備による余剰労働力を何に向けるのか伺いたい。

【答】農家の減収に対し、私達の集りの中で、上のせの抜けがけをされては困ることが生ずるのでないかという事が話合われている。このことについても今後対策協議会等において論じられることであり、ここでこのようにすると、明言はさけない。

【問】盤整備による余剰労働力は、工場誘致等かね合わせ、この村の立地条件等、やはり村は寝ぐらであり、働くところは隣近接町村に求めるいき方でないかと一応所信を述べてるが、これも私の私見であり完全なものでないで皆さんの考へをお知らせ願いたい。

統中ポイラー
煙突に不備が

【問】統中中学校体育館の東側の煙突は、完成したモルタルを後で破壊して十一月末か十二月初め頃設置しように思へる。この煙突はさびた古物のようにも思へるが、ポイラーに対する変更とか何かのトラブルがあったのか常識的に考へても、冬になりポイラーをたくと思つたら煙突がない。こういうことではないか。この工事は誰が施行し今後この工事に対する請求書が会計に出ていくのか、もう少し綿密な心のくばりが必要と思ふ。

【答】煙突については、去年の十二月議会と申すが、体育館屋根と東側イヌバシリの塗装、庭校地均しについては翌年度にまわさなければならぬ事態と申し述べたが、その時点でポイラーの煙突については取り落したと記憶している。あそこは、イヌバシリがあり、土を下から盛り上げて作り、コンクリートのうちU字溝を入れたが、煙突の部分のことは野球場のノリの端がくるかどうかその時点で決まらなかつたので煙突の下の基礎コンクリートができなく、十月の末から十一月に煙突を新設した。塗装が古いものとを指摘されたが、新しいものと言うので、設計者から注意させ、手直しなり交換なりを来春の約束している。煙突は、日の出施設工業の請負

の中に含まれており、今後の支払いはない。

【保育児の年令引き下げの考へは】

【問】今教育専門家の間でも幼保一体が話合われている。五十年に行政監察庁が厚生、文部両省に出した幼児保育及び教育に対する行政監察結果では、厚生、文部両省の徹底した保育所、幼稚園計画は全くばらばらとなつていて指摘している。本村においても年々共働きの増え、保育年令引き下げの要望が強くなつてゐる。不況となつて今日、働きたいということはある。特に婦人の方々のため、育児から離れ自分の時間をもち、レクリエーションを望む願ひがある。



と思う。

子供を一人の人間として、保育所、幼稚園を子供の生長に対する教育の場と位置づけるだけでなく、勤労婦人の労働権の保障や家庭婦

人にとつても過重な育児からの解放への意味もあるのでないか。来年度予算に向けて検討していただきたい。

【問】村内の保育所が一箇所になるといふ話があるが。

【答】全般的に幼児教育の岐路に立っている現状と思はれる。国では幼稚園は文部省、保育所は厚生省の所管になり、これを受ける県では教育委員会、民生部から市町村におろしてゐるが、末端では様々なことがあり、県、国の要望どおり進んでない現状です。村としても私なりに考へてゐるが、今表明すべきでないと思ふ。ただ保育所は、保育に欠ける子供を保育するのであり、全員収容することとは変則的なやり方だが、幼保一体という姿を取り入れた施設化したい。

【問】なお、保育所を村内一箇所にする話があるとのことだが、私は聞いてない。

【草ノ台橋左岸道路の段差は危険】

【問】今年度工事で、草ノ台橋左岸のカープの拡幅工事を見たところ、工事箇所終点と未改良の境が五十センチ位の段差ができており、かつこうも悪いし、車に支障があるが、終点での勾配をどのようにするのか伺いたい。

【答】草ノ台橋左岸の段差は、検査時点で危険であることから土砂で補修している。

【中学校委託バス しまだに 乗り遅れがあるが】

【問】春以来、羽後バスによる通学態勢が確立したが、しかし、今だに乗り遅れ、はみ出しが出て不満が聞かれる。従つて、羽後バスで乗れないのなら当初計画どおりスクールバスにしたいと思ふ。

【答】十二月十六日金曜日に、四時四分椿川行き、四時四十九分大柳行きバスに遅れた生徒が三十一名おり、調べたところ、校内放送で下校するよう言つてもなかなか下校しないので、生徒が旧中学校あたりまで来たときバスが発着してしまつたので遅れている。運転手によつて途中で止めて乗せてくれる人と乗せてくれない人があるようだ。このような場合、生徒はおかれたと言ふようである。中学校では三つのバスに分け、時差をつけて下校させてるが、当日は生徒がそのバスに集中したこと、一般の乗客もいつもより多かつたことにもよると思つてゐる。今後は中学校で時差をつけやればこのようなことがなくなると思ふ。また、運転手によつては、まだ乗れる場合であっても面倒なため出発する人もおろすようなので羽後交通と連絡を密にしこのようないふようにしたい。

【問】なお、来年度も羽後バス委託でやりたいと思つてゐる。



工事発注と執行状況のくい違いは？

問―去る六月議会で、今年度土木工事の発注状況を質したところ、担当するから七月中に百パーセント発注することであったが、昨日の監査報告によれば、十二月十六日の監査時点で土木費の予算に対する執行状況は三十八パーセントというところであるが、これは工事が完了しても代金未払いのため低率となっているのか伺いたい。

答―土木工事発注件数は二十三件で、現在完工十九件。作業中四件

部落長会議の共通要望

事項に対する考えは

問―過日、部落長会議を結成し、各部落要望事項の中から共通な問題を検討し、今後、議会、執行部に強力に働きかけるべきだとの結論をみた。この中の共通問題として、人家地域の現道舗装、会館の分館取扱い、消防署の防火設備、街灯料金の村負担、飲料水も完全確保等。観光開発の面からもボーリングを下し、本村での観光開発の拠点作りをしてみたいなどが決議された。

役場庁舎も鉄筋コンクリート三階建てという時代、せめて住民生

この四件は五十三年三月二十日限りである。総契約高一億一千二百八十七千円、これに対し支払いが六千八百五十四千七百円となっており五十パーセントになります。中間払い以外未払いがあるので、年末までは九割の支払いができると思われま。監査委員の報告は十一月末の報告であり、十二月になってからの支払いが含まれてない。

活で毎日使う道路の簡易舗装、水路のU字溝、街灯料金の村負担ぐらには住民の当然の要求であり、これを一気に解決してやるのが首長の責務を思われますが、この点の考えを伺いたい。

答―部落長会議での共通な問題を出されたが、要望どおり全部できるかわからないが、五十三年度予算において十分考えてやっていきたい。

観光開発について、温泉掘削には真剣に取り組んでるつもりである。三年前に開発の先生を呼び探查したが、結果は一千二百メートル以上掘れば地熱がある。しかしその下に地下水があるかないかで

温泉につながるのことでした。おとし、川尻というボーリング主任が村内八箇所の黒鉛検査に横手に出張にきていたが、私が度々行って、どれ位の深さで、どれ位の温度が出たのかのデータをとって来てきたが、それも温泉につながりをもっていない。完全に出るとわかれば、県で三分の一補助する態勢があるとのこと。但し、一千メートル以上となれば四千万円以上の予算が必要であり、村としても出ればよいが大きなばくちでありふみ切りかねている。

着沢の狭い国道に

ガードレール設置とは

問―着沢故佐々木成瀬さんの旧精米所の所のカーブが、あの建物が撤去され見通しがよくなったが、あそこに電柱、水銀灯が立っているが、冬の除雪は勿論、危険で困るから撤去した方がよいと村長にも言ったが、最近、あの狭い道路の電柱の道路側に六ないし七メートルのガードレールを設置している。あの程度のこととは土木事務所と折衝してできないものか。

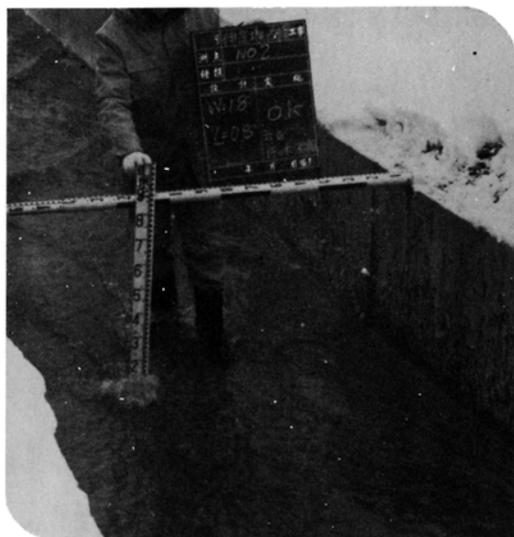
答―電柱が道路の途中にあり、衝突してはいけないと土木事務所、東北電力に話し、移転を願ったが、あそこがケ瀬まで道路がついて関係上、道ができる見通しがついた後に移転したいとしている。衝突したとなると大変なことになるということでガードレールを付けて処置した。

伊達堰工事補助と

遠藤堰・小貫山堰補助のかねあいは

問―伊達堰関係で、今年度当初予算に工事請負費五百万円、設計料四十万円措置してあるが、これは現在施行中の下田分れ途から下流の工事費と思うが、更に九月補正で三百八万円補助金として予算化しておりますが、これは、去年役場前から天神林までの工事の地元負担金の同意が得られず予算措置し村が自分で発注した工事に自分が補助金を措置した珍しいことである。伊達堰以外の遠藤堰、小貫山堰の工事の場合、再三陳情しても思いどおりに運んでなく、その辺の見解を伺いたい。

答―伊達堰の当初予算五百万円は質問者の言うとおり、現在工事の下田分れ途からしりの工事費です。三百八万円は、何回も言っているとおり、宮田ほ場整備に付随する伊達堰かん排事業に付随するもので、受益者負担金につき、当初田持ち以外の堰の使用に負担していたことと話合ったがまとまらず、これにつき事業遂行上村で補助したものです。なお、遠藤堰小貫山堰に対しても他の補助に比べ特別扱いしたものでないので承認していただきたい。



毎冬雪がツマルので村補助で舗装された下田地区伊達堰



毎年小・中学校生徒により植林されるている。

この条例改正については、先の議会においても質し、次の議会まで条例を整備し提出すると言われたが今だになにもないがこれにつき伺いたい。

この点をもう一歩深く考えてみた。〔注〕村土地使用条例及び村学校林条例の抜すいは、昭和五十二年二月二十日発行の村議会だより四ページを参照して下さい。個人分収林の未届けが多い。森林組合との連携で届け出を

広大な山に個人分収林が二百七十八・九五ヘクタールも



五ヘクタールあるが、未届けが多いことは認めます。これにつき、条例第二条に届け出方法があるがこれに関連し、森林組合から補助金を受けたから自動的に台帳に記帳されるべきとのことだが、森林組合補助金と届け出は別個であるしかし、これではよくないとして森林組合に願ひ条例どおり届け出されるよう指導をお願いしている。この届け出を住民が知らないとするば、森林組合、部落長を通じて主旨を徹底させたい。



社教に自動車一台ほしいと思うが

社会教育の公民館活動が多くなってきて、地域分庫への配本、集会、管外活動等も土曜、日曜でなければ開かれない形になっている。公民館としてこれらに必要な自動車ほしいということ。今、役場にあるジーブは、教育委員会で補助金をいただき買入したものであるが、会計検査時は教育委員会名を入れ、その後は消して役場一般の方で使い、教育委員会が使用したいときは総務課に願ひ、あいている時でなければ使用できない現状であり、本当に社会教育ができるか疑義がある。国庫補助等は、教育委員会が必要だということで買入れに対し補助しているものと思えます。来年度においては是非算定してほしい。答車ほしいことは、社会教育ばかりでなく、税務課からも定期移動徴収等では非はしい。また、交通指導隊からも要望が出ている。予算編成段階で考慮の一つの材料としたいが、要望を全部できるかここでは言明しかねる。

部落還付金の考えは

〔も〕 部分林の場合、村に納付された納付金の百分の三十が部落に還付されるが、学校林についても部落造林、村造林同様収穫時点で百分の二十を地元部落に還元し、部落の均衡をはかるべきではないか。

〔学〕 村土地使用条例第五項は分収告知林地の使用料と解釈している二項は、村は、当該年度の分収金のうち百分の三十を地元部落に還付すると解釈しており、従って、学校林については第五項を適用しないということから、学校林については地元還元しないという条項は当然適用されるものでなく、第六項を適用しないということであれば完全なる学校林条例と思う。

〔伐〕 学校林条例の附則の「村土地使用条例第五項は適用しない」という条項は当然適用されるものでなく、第六項を適用しないということであれば完全なる学校林条例と思う。

〔校〕 村土地使用条例第五項は分収告知林地の使用料と解釈している二項は、村は、当該年度の分収金のうち百分の三十を地元部落に還付すると解釈しており、従って、学校林については第五項を適用しないということから、学校林については地元還元しないという条項は当然適用されるものでなく、第六項を適用しないということであれば完全なる学校林条例と思う。

村に社会教育主事 設置の考えは

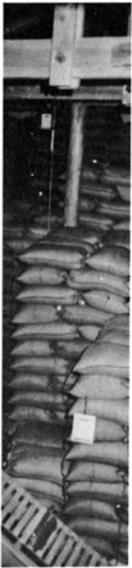
生涯教育の關係上、社会教育も随分やらなければならぬことが多くなってきたが、社会教育法第九條第二項について、私の方には社会教育主事が派遣されるが、派遣の条件として当該町村

米の生産調整に関する意見書を可決

十二月村議会定例会において、提出者後藤作議員、賛成者柳邦夫議員による、米の生産調整に関する意見書が提案され、一部語句が修正された後可決され、内閣総理大臣、農林大臣、自治大臣、秋田県知事に送付されました。

その意見書の内容は次のとおりとなっております。

- 一、強制的な要素をもつ米の生産調整、転作の強要はしないこと
- (一)各農家への転作制当は、農業経営主の意見を十分に尊重して行うこと。そのためには、行政の経費負担による出稼者の一時帰宅など農家の要望や意見を聞くための万全の対策



で社教主事を置かなければならぬと記憶しておりますが、村では設置条例等を作って置く考えはあるのか。

社会教育主事の資格を得るには、文部省で認定する講習を受けてから実務五年間やらねばならぬ規定があり、それに必要書類を添付して県教育委員会に出し、県から資格取得可能認定書がくる訳

をとること。

- (二)農家が受け入れられない転作目標の制当はやめ、基盤整備品種、技術の改良、価格保障など転作のための条件を整えないままでの転作制当はこれをさげること。
- (三)いわゆるペナルティ措置など一切の報復的な罰則措置はとらないこと。

二、転作のためには一定年数の準備期間を設定すること。

- (一)米以外の農作物へ自主的に転換をはかるためには、土地条件、品種の選定、技術修得、流通対策などの諸準備が必要であり、行政により損失補償を伴う一定年数の準備期間を設けること。

議会事務局職員を増やしていただきたい

議会事務局は、議会開会前、会期中に法令等をもて適格に処理し

- 三、学校米飯給食の完全実施及び米の消費拡大への施策を強力に推進すること。
- 四、貿易収支の黒字減らしと称する外国農産物の無制限輸入に對しては、これを制限するよう政府に強く要請する。
- 五、「超過米」は、政府の責任で全員買入れをさせること。

右、地方自治法第九十九條第二項の規定により意見書を提出する

老令者医療に関する 抜本改革について決議

国民健康保険事業は、人口老化現象の進行に伴い、他の社会保障制度に比へ著しく過重な医療費負担を余儀なくされておることから、抜本改革に對する決議をし、関係機関に要望することになりました。

決議内容は次のとおり。
老令者医療保障に関する抜本改革について決議
国民皆保険の仕組みの中で、制度的に低所得者層と老人層を多く

なければならぬ。「議会だより」発行にしても会議結果整理が随分かかりなかなか早く発行せいでいる。広報はいかに早く住民に知らせるかが問題であるが職員一人ではできないでいる。私達議員は調査等も色々自分でやっていると、議会活動が活発になればなる程事務局に對する要求等も多くなってきた。議会事務局は、財政規模の大小にかかわらず概ね同じこと

抱えている国民健康保険事業は、老令者医療無料化と人口老化現象の進行とともに、他の社会保障制度に比し、著しく過重な医療費負担を余儀なくされており、早急に對策を講じなければ、財政破たんに至ることは明らかである。

本来、老人に對する医療保障は健康管理、予防、治療、リハビリ等包括的医療保障の對策が一貫した制度のもとで行われることが望ましく、その費用は、国民が全体で公平に負担する制度を確立すべきであつて、現行の糊塗的對策によつては、本格的な人口の老令化時代に對処し得ないものと思われます。

本議会は、以上の趣旨により、政府に對し、かねて検討中の老令者医療保障に関する抜本改革を、早期実現するよう要請する。
右、決議する。

議会日誌から

- 11/16~19 全国豪雪地帯町村議長会総会。町村議長全国大会(東京都)
- 11/22 議員仁賀保町新庁舎視察
- 12/1~3 横手・住田線陳情(東京都)
- 12/5 全員協議会
- 12/6 増田警察署と雄勝東部正副議長、事務局局長懇談会
- 12/8 郡議会事務局局長会議
- 12/19~23 十二月定例会
- 12/26 広域圏組合議会(湯沢市)
- 1/6 消防団出初式
- 1/7 間木・蛭川簡水竣工式
- 1/13 県議長会役員会
- 1/17 郡町村議長会
- 1/20 郡町村議会議長会議
- 1/24 正副議長、常任委員長會議
- 1/31~2/1 横手・住田線陳情(東京都)
- 2/7 全員協議会
- 2/10 新聞記者と郡議長会懇談会(湯沢市)